

令和8年度

**宇都宮市農地等利用最適化推進施策等に関する
意見書**

宇 都 宮 市 農 業 委 員 会

農業・農村を取り巻く環境は、国際情勢の不安定化や気候変動による異常気象の頻発化、人口減少や高齢化など大きく変化しています。

そのような中、国においては、改正基本法に基づく、初の「食料・農業・農村基本計画」が令和7年4月に閣議決定され、生産力向上、付加価値向上や、輸出の促進により農業経営の収益力を高め、農業者の所得の確保・向上を図るための具体的な施策が掲げられたところです。

本市においても、これらの農業を取り巻く環境の変化に的確に対応しながら、食料・農業・農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和6年2月に策定した「第3次食料・農業・農村基本計画」（計画期間：令和6年度～令和15年度）に基づき、農業の成長産業化を目指す「稼げる農業」の実現に向けた生産性・収益性向上を図るための取組や、「つながる農業」の実現に向けた環境と調和した持続可能な農業生産の普及や地域が一体となって良好な農村環境を維持するための取組が重点化されたところであります。

本市農業委員会においては、「農業を守り育てていく」という農業委員会の果たすべき役割を深く認識し、農地等利用の最適化の推進に関する指針に基づき、日常的な「農地パトロール」を徹底し、地域の現状把握に努めながら、重点業務として掲げた「担い手への農地利用の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」の活動を継続するとともに、公正・公平性の確保に向けた適正な事務の実施に取り組み、本市農業・農村の振興・発展を図るため、積極的に行動しています。

そのような中、今般、農地等利用最適化推進施策等に関する意見書を取りまとめましたので、今後の農業施策の企画立案・実施にあたり、ご考慮いただけますようお願いいたします。

令和7年8月1日

宇都宮市長 佐藤 栄 一 様

宇都宮市農業委員会

会長 村 田 隆 一

1 「地域計画」の定期的な見直し

農業委員会においては、農業委員と農地利用最適化推進委員が協力し、地域における話し合い活動を主導するとともに、農業公社等と連携した農地の利用調整など、農地利用の集積・集約化に向けた現場活動を日々、行っております。

令和7年3月に策定された「地域計画」は、これまで取り組んできた「実質化された人・農地プラン」から農業を担う者ごとに利用する農地を集積・集約することに重点を置いたものであり、今後は、地域計画が本市農業の持続的発展に寄与するものとなります。

実効性を確保するためには、すべての農業者が10年後を見据えた意向を明確にし、将来の担い手が必要な農地を明確にした上で、意欲ある守り手・支え手となりうる多様な農業者が積極的に参加できるような取組が望まれます。

2 担い手の確保・育成支援

本市農業においても担い手の高齢化が深刻な問題と捉えており、本市農業を持続可能としていくためには、担い手の確保・育成を図りながら、担い手への農地の集積・集約化を加速させることが喫緊の課題であります。

このため、農業委員会においては、農業委員と農地利用最適化推進委員が協力し、地域における話し合い活動を主導するとともに、農業公社等と連携した農地の利用調整や新規就農者等からの相談対応などの現場活動を行っておりますが、今後も、新規就農者が早期に安定した農業経営ができるような実践的・継続的なサポート体制の充実や、幅広い分野から新規就農を志す者を呼び込む取組など、担い手の確保・育成のための取組強化が望まれます。

また、本市農業を持続可能とするには、多様な農業人材の確保が重要です。特に女性農業者は農業従事者の4割近くを占めており、これからの農業の発展に大きく寄与することから、農村女性組織や女性農業者が地域農業で活躍できる環境づくりも望まれます。

3 遊休農地の発生防止・解消について

農業委員会においては、農業委員・農地利用最適化推進委員が連携・協力して、農地パトロールや意向調査などを実施するとともに、引き受け手のない遊休農地については、委員自らが借り受けるなど、遊休農地の発生防止・解消に向けた現場活動を行っております。しかしながら、農業者の減少傾向が加速する中、農業委員会活動だけでは、遊休農地の発生を食い止められない状況になっています。このような状況に対し「第3次宇都宮市食料・農業・農村基本計画」において、施策の柱である「人づくり」、「基盤づくり」に位置付けられた「引き受け手のない農地の新たな担い手の確保」については、遊休農地の発生防止に有効な手段であることから、早期の実現が望まれます。

また、日々の農地利用調整に対する現場活動において、大型機械の稼働が困難な小区画農地や耕作条件が不利な農地は遊休化しやすいと捉えており、その

対応として、土地改良事業を推進できるよう、地域内の機運を高めるための話し合いなどを行っており、今後は、土地改良事業の未実施地区の早期の整備はもとより、整備完了地区においても老朽化した水利施設の更新・再整備を進めるなど、生産効率性が高い基盤整備が望まれます。

4 新規参入の促進について

本市においては、これまで、担い手の確保策を継続して実施してきたことにより、幅広い分野から新規就農者を確保してきましたが、その多くがイチゴやトマトなどの園芸農業に偏っており、米麦など土地利用型農業の新規就農者の多くは親元就農であります。現在、土地利用型農業の担い手の多くは、営農可能な最大面積を担っている状況で、今後、担い手の高齢化などにより、耕作者不在農地の急激な増加が予想されるなか、土地利用型農業の担い手は確実に不足すると考えられますので、土地利用型農業への新規参入促進について、重点的な取組が望まれます。